

自治基本条例（案）について

【条例（案）作成のコンセプト】

- 1 自治基本条例検討委員会から出された報告書を最大限尊重
- 2 市民にとってわかりやすい簡潔な条例とした。
 - (1) 箇条書きにできるものについては、できるだけ箇条書き。
 - (2) 自治を推進するための原則を定めることとし、「他の法令等に規定されているもの」や「具体的な手法（方法）等」は、特に必要な項目のみ盛り込むこととした。
- 3 「具体的な手法（方法）」については、他の個別条例・規則、要綱、構想、計画、施策、制度等に委ねることとし、条例制定後、検証していくこととした。

【主な修正箇所】

- 1 素案の（案） → 素案
 - (1) 「市民の福祉の増進」
目的 → 第3条 自治の基本理念 第1号
 - (2) 「意見を表明し、又は提案する権利」
第5条 第2号に追加
 - (3) 公的オンブズマン
第23条 苦情処理機関 → 公的オンブズマン
- 2 素案 → 条例（案）
 - (1) 前文
 - (2) 第2条 定義 3号、6号、9号
 - (3) 第3条 自治の基本理念
 - (4) 第11条 市の職員の責務
 - (5) 第13条 総合的かつ計画的な市政
 - (6) 第25条 情報共有の原則
 - (7) 第28条 青少年・子どもの参画
 - (8) 第37条 自治推進委員会